

令和5年度 建設コンサルタントの  
要望と提案 回答  
(地方自治体)

令和5年9月11日

令和5年度 建設コンサルタントの要望と提案 回答	重点項目	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	静岡市	浜松市	名古屋市
<b>I. 担い手確保・育成のための環境整備</b>								
<b>(1) 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化</b>								
①履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化	◎	本県では、0県債及び翌債（当初から年度を跨いだ発注）を活用する等により、納期の分散化・平準化に努めています。また、不測の事態により工期延長が発生した場合の明許縲越など、工期設定上必要な措置を講じています。	・本県の令和4年度の平準化率は0.48であり、令和6年度の目標の0.4達成に向けて、債務負担行為の活用や速やかな縲越手続き等により、履行期限の分散を意識した発注に努めています。 ・標準履行期間の確保については、国交省の設計業務等標準積算基準書に示されている算定方法を参考に、本県独自の「履行期間設定実施要領」を令和3年度に策定し、令和5年度から全ての対象業務で要領に基づいた履行期間の設定を実施しています。	R2年度から拡大した当初予算における縲越明許費を活用するなどにより、適切な工期の確保と年度末納期の集中を回避する履行期限の平準化に努めています。	・債務負担行為の活用や縲越制度の適正な運用を図るとともに、発注時の条件明示や他機関との協議等必要な期間を考慮した工期を設定し、納期の平準化と適切な履行期間の確保に努めています。	適正な業務期間を確保するため、6月末の契約率を5割以上、9月末の契約率を8割以上とする目標を掲げて、計画的かつ早期発注に取り組んでおります。また、縲越や債務を活用することで履行期限の分散に取組んでおります。 また、適正な履行期間の設定に向けた準備を進めています。	・履行期限（納期）の集中回避のため、早期発注に努めるとともに、債務負担行為、翌債（縲越明許費）の活用により平準化に努めています。 ・標準履行期間を確保できるよう過年度実績を基に履行期間算定シートを作成しています。	早期発注等により必要な履行期間を確保し、年度末に集中する納期を分散し、平準化を図るよう努めております。 また、必要に応じて縲越の活用や年度をまたぐ発注を行うことで、履行期間の確保に努めています。
②受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化	◎	これまで、「ワンデーレスpons」や「時間外の指示抑制」などに取組んできましたが、令和元年度からは、それに加えて、災害等の緊急時を除く全業務に「ワーカーライフバランス」を位置付け、より一層の働き方改革に取り組んでいます。	・本県では、労働環境を改善するひとつのツールとして、平成30年度に「監理タイムマネジメント実施要領」を策定し、「ワーカーライフバランス」の取組に取り組み、全ての業務において働き方改革に取り組んでいます。	ワーカーライフバランスの徹底や、通信機付タブレットの拡充によるWeb打合せ環境の改善などにより、引き続き、ワーカーライフバランスの改善に努めています。	・労働時間の上限規制やワーカーライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、計画的な業務の履行による労働環境の改善を行い、成果品の品質確保・向上を図ることを目的とし、平成30年度より県土整備部が発注する設計業務においてワーカーライフバランスを導入しています。また、令和2年8月より、取組の対象業務を県他部局へ拡大しました。 ・業務におけるテレワーク推進のため、令和3年1月に業務委託の遠隔による打合せ等に関する試行要領を制定し、打合せ、立会、検査時の遠隔臨場に取り組んでいます。	受注者からの問い合わせに対しては、「ワンデーレスpons」に努めていますが、更なる業務環境の改善に向け、現在「ワーカーライフバランスの取組み」への運用準備を進めています。	・地域コンサルタントと毎年意見交換を行っています。 ・発注者側においては、早期発注に努め、債務負担行為、翌債（縲越明許費）の活用と、適正な履行期限の設定により平準化に努めています。	ワーカーライフバランスを定め、業務を円滑かつ効率的に実施することで長時間労働を抑制し、ワークライフバランスの更なる改善を推進しています。
<b>(2) 受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善</b>								
①被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応（費用面を含む）と改正労働基準法遵守との両立	◎	本県では、これまで豪雨災害等において、緊急性の高い災害対応業務を優先するため、既存の業務に影響が生じる場合は、工期延期等の対応をおこなっておりました。また、県内の市町村に対しても同様の配慮を検討していましたが、依頼しております。 今後も大規模な災害が発生した場合は、上記対応を含めて柔軟に対応してまいります。	・本県では、災害業務を優先して行うための対応について、国の要請（「応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について（要請）」）に基づき県出先機関及び市町に適切な対応を依頼しています。令和4年台風15号や令和5年6月の大雨による災害対応では、災害業務を優先して行ったことにより既往業務の一時中止や工期延長の対応を行っています。 ・労働基準法第33条に規定される、「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等」については、使用者が行政官庁（労働基準監督署）の許可を受けて労働時間の延長や休日の労働が可能となるものであることから、行政官庁（労働基準監督署）への働きかけに努めます。 ・「広域（複数の発注者）にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制等」については、関係者間で具体的な課題について共有することが必要と考えます。	本県では、本年6月の豪雨対応として、県出先機関に対して、緊急性の高い災害対応業務を優先するため、既存の業務に影響が生じる場合は、工期延期等の対応をおこなっております。今後も大規模な災害が発生した場合は、上記対応を含めて柔軟に対応してまいります。	・平成29年台風第21号及び令和元年台風第19号等の災害発生時において、既に発注した業務委託で県内受注者が実施している業務について、受注者から災害業務の優先等の理由により一時中止等の要請があった際は、対外的に影響を及ぼすものを除き、中止命令等を適切に行いました。 ・迅速かつ適切な災害対応等について、国や他県の動向を見ながら検討してまいります。	本市では、「災害時における測量設計業務委託に関する協定」を静岡県測量設計協会と締結し、速やかな対応をすることとしております。改正労働基準法の遵守との兼ね合いにつきましては、状況に合わせた協議対応となります。昨年度の災害時には、契約中の業務で、災害の影響により工期内の完成が困難となるものや完成図書等工事書類の作成対応が難しいものにつきましては、工期延長の対象とさせていただきました。	・受託している通常業務に加え、被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応を行う場合、すでに受託している通常業務の履行期間の延長が協議により可能となるよう配慮し、業務過多の防止に努めます。	被災地支援は自治体の枠を超えた重要な課題と認識しており、既往業務の一時中止や履行期間の延長等については、国からの通知などに基づき対応する必要があると考えています。 今後は、国、県、他自治体の動向を見ながら、可能なものにつきましては、適切に対応してまいりたいと考えています。
②	-							
<b>(3) 企業経営の安定と処遇改善・新たな事業推進形態に向けた環境整備</b>								
①	-							
②	-							
③	-							
④	-							
<b>(4) 人材の確保・育成</b>								
①	-							

令和5年度 建設コンサルタントの要望と提案 回答	重点項目	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	静岡市	浜松市	名古屋市
--------------------------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

## II. 技術力による選定

### (1) (国) プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善

①	○							
②	○							
③	-							
④	-							
⑤	○ (○)							

### (2) (地方自治体) 発注方式の改善（技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進）

①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加	○	<p>本県では、平成23年度から予定価格500万円以上の業務において、総合評価落札方式を試行していましたが、令和2年度に、従来の技術提案を求める総合評価落札方式に加え、新たに、地域型（人材育成型）を新設し、2つの総合評価落札方式で試行しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①技術提案型：予定価格500万円以上</li> <li>②地域型（人材育成型）：予定価格100万円以上</li> </ul> <p>また、プロポーザル方式については、①受注者にアイデアの提出を求めることが必要である業務②契約の相手方により、業務成果の出来映えが変化する可能性が大きい業務に対し、適用できることとしています。</p>	<p>本県では、高度な技術力を要求され、技術提案に基づき仕様を作成することで優れた成果を期待できる場合にはプロポーザル方式を採用しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それ以外の業務で予定価格が1千5百万円以上の業務については総合評価落札方式を導入しました。R4年度の実績は3件あり、今年度も4件で試行予定です。今後も、プロポーザル方式とともに、業務内容に応じた適切な発注に努めてまいります。</li> </ul>	<p>R4年度より、予定価格が1千5百万円以上の土木事業関係について、最終的な計画の出来を左右する根本的な業務である、概略設計や予備設計などを対象に、総合評価落札方式を導入しました。R4年度の実績は3件あり、今年度も4件で試行予定です。今後も、プロポーザル方式とともに、業務内容に応じた適切な発注に努めてまいります。</p>	<p>・総合評価方式（設計・調査業務）については、「予定価格3百万円以上の概略・予備・基本設計」と「予定価格5百万円以上で業務の難易度が標準以上の業務」を対象としており、価格競争を含めた全案件の1/4程度（R4年度 142件実施/603件中 23.5%）を総合評価方式で実施しています。</p>	<p>本市では、プロポーザル方式による発注は実施しております。総合評価落札方式は令和6年度の試行に向け現在制度設計中です。</p>	<p>・プロポーザル方式・総合評価落札方式に関する建設関連業務の発注については、業務内容に応じ積極的な利用を推進しております。</p>	<p>プロポーザル方式は、成果品の品質確保に効果的であると考えており、本市でも高度な技術力を要求するなど必要性の高い業務については採用しています。</p> <p>総合評価落札方式については、国や他県市の実施内容を参考に今後導入を検討していきたいと考えています。</p>
②見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴収時の歩掛の事前開示	○	<p>本県では、見積による歩掛の決定において、岐阜県単価に置き換えたうえで、異常値を排除した平均値直下の歩掛を採用するよう、令和5年4月1日より運用を改定いたしました。</p> <p>なお、入札公告時に積算の「参考資料」として、見積部分を含めて歩掛を公開しております。</p>	<p>・本県では、積算基準決定要領及び積算基準の見積徴収に関する取扱いに基づき、積算基準の見積徴収における異常値を排除した最頻度価格の歩掛、もしくは最頻度価格が存在しない場合は、平均価格の直近下位の歩掛を採用しています。また、見積徴取部分の歩掛についても、金抜き設計書において明示しています。※「異常値」＝平均価格に対して30%以上の差異があるもの</p>	<p>見積による採用歩掛については、労務費等を県単価に置き換え積算した価格において、「異常値」を排除した最頻度価格の歩掛、もしくは最頻度価格が存在しない場合は、平均価格の直近下位の歩掛を採用しています。また、見積徴取部分の歩掛についても、金抜き設計書において明示しています。※「異常値」＝平均価格に対して30%以上の差異があるもの</p>	<p>・単価見積については、異常値を排除した平均値を採用しています。</p> <p>・歩掛見積については、県で定める設計単価等に置き換え積算した価格に対し、異常値を排除した平均価格の直近下位の歩掛け見積を採用しています。</p> <p>・また、予定価格の事前公表を行っているため、見積徴取時の歩掛けの事前開示は行っていません。</p>	<p>積算基準の見積徴収では、徴収した見積価格の分布状況を把握し、異常値を排除した平均価格の直近下位の価格を採用しております。また、見積徴収の歩掛けの事前開示はしておりません。</p>	<p>・異常値を排除した平均価格の直近下位の見積価格を採用しています。</p> <p>・歩掛け見積りを徴取する場合は入札公告において原則公表としています。</p>	<p>本市では、歩掛けの見積は3社以上から徴取し、異常値を排除した最頻度価格を採用しています。</p> <p>最頻度価格が存在しない場合は、平均価格の直近下位の価格を採用しています。</p> <p>なお、見積徴取時の歩掛けの事前開示は実施しておりませんが、特記仕様書等で見積に必要な諸要素・条件を明示し、見積を依頼しています。</p>
③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）	○	<p>本県では、平成22年度から低入札価格調査制度を採用しており、直近では令和元年6月1日付で調査基準価格の引上げを行っています。</p> <p>また、平成25年4月から失格判断基準を導入しており、令和元年6月1日付けの調査基準価格の引上げに併せて、失格判断基準も引上げを行っています。</p> <p>さらに、令和3年4月1日より予定価格500万円未満には最低制限価格制度を新設、予定価格500万円以上にはこれまでどおり低入札価格調査制度を適用し、ダンピング受注防止の強化に努めているところです。</p> <p>予定価格については、不正防止のため、事前公表としています。</p>	<p>・本県では、H22から建設関連業務に最低制限価格制度については、予定価格が1,500万円未満の建設コンサルタント業務を対象（総合評価指名競争入札によるものは除く）に実施しています。最低制限価格制度については、H26から予定価格が100万円以上500万円未満の業務（総合評価落札方式を除く）を対象に実施しています。</p> <p>・予定価格は事後公表としています。</p>	<p>・本県では、H22から建設関連業務に最低制限価格制度については、予定価格が1,500万円未満の建設コンサルタント業務を対象（総合評価指名競争入札によるものは除く）に実施しています。また、総合評価方式については、入札価格が基準価格（最低制限価格）を下回る場合、評点を一律最高点として評価していることから、低入札価格調査制度は導入していません。</p> <p>・予定価格については、職員の不祥事と愛知県入札監視委員会からの意見を契機として、工事で事前公表としたことを踏まえ、業務についても事前公表としています。</p>	<p>・三重県では、最低制限価格制度について、価格競争方式で行う全ての案件に導入しています。</p> <p>また、総合評価方式については、入札価格が基準価格（最低制限価格）を下回る場合、評点を一律最高点として評価していることから、低入札価格調査制度は導入していません。</p> <p>・予定価格は事前公表としており、事後公表とする予定はございません。</p>	<p>すべての建設業関連業務委託において最低制限価格を導入しています。予定価格の公表時期は、入札手続きの透明性確保及び不正行為防止のため、原則事前公表として運用していますが、適正化指針で指摘されているような事前公表の弊害が発生していないかを検証するため、令和元年度より一部事前公表を試行しています。</p>	<p>【最低制限価格制度導入状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式を除く、100万円以上の案件において導入しています。</li> </ul> <p>【事後公表の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全業務について、事後公表としています。</li> </ul>	<p>本市では、平成24年1月より、国等で公表された基準で積算した建設コンサルタント業務委託契約について最低制限価格制度の導入と予定価格の公表を行っています。</p> <p>なお、予定価格につきましては、入札契約手続の透明性を高めるとともに、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止するため、事前公表を行っています。</p> <p>予定価格の設定にあたっては、歩切りは行わない、改訂労務単価を早期適用する等、予定価格の適切な設定に努めています。</p>
④国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用の促進（増加と公表）	○	<p>本県では、1件の最終契約金額が100万円以上の委託業務を対象に、平成20年度から業務成績評定を本格実施しています。平成30年1月の国の「委託業務等成績評定要領」の改正に伴い、平成31年4月に本県の要領も改正し、運用しています。</p> <p>業務・技術者表彰について、本県では、表彰制度を設けていませんが、現在、技術者の表彰制度を検討しているところです。</p> <p>また、令和元年度から、労働環境の整備や処遇の改善等に関し、特に優秀な取組みを行っている会社を「リーディング企業」として知事が認定し、総合評価（地域型）において、加点項目として評価しています。</p>	<p>・1件の業務委託料（当初）が100万円以上のものを対象に平成18年度から業務成績評定を行っており、令和2年4月1日からは国の新考査基準に合わせ改正し取り組んでいます。</p> <p>・優良業務委託表彰については、令和元年度から6部門に拡充するとともに発注機関の所長表彰に加え部長表彰を実施するほか、令和5年度からは受賞枠の拡大に取組むなど制度拡充に努めています。</p> <p>・部門別の平均点をホームページで公表しているほか、受注者へ通知した評定点は発注機関での閲覧により公表しています。</p> <p>・業務評定や表彰実績は総合評価や指名業者選定の評価項目として活用しています。</p>	<p>国要領（2018年1月改正）を参考に、R2年度以降完了業務を対象とした委託業務成績評定要領の全面改定を行い、成績評定の客觀性向上に努めています。</p> <p>業務・技術者表彰は現時点で導入していませんが、平成29年度より、評定点が80点以上の業務について、業務名・受注者・技術者名を公表する取り組みを実施しています。</p>	<p>・平成27年度から総合評価方式で業務成績を評価項目に追加しています。</p> <p>業務・技術者表彰は現時点で導入していませんが、平成29年度より、評定点が80点以上の業務について、業務名・受注者・技術者名を公表する取り組みを実施しています。</p>	<p>令和2年度から成績評定の試行対象業務を土木詳細設計に限定しておりましたが、令和4年9月1日から地質調査や建築設計業務なども含めた業種に試行の対象を拡大し、国土交通省方式に合わせた成績評定を行っています。</p> <p>また、業務・技術者表彰の導入については、試行段階であることから、行う予定はありません。</p>	<p>令和5年4月から、国土交通省方式の業務成績評定を実施しています。</p>	<p>本市では、1件の金額が100万円以上の業務について、業務成績評定を導入しており、平成29年度から優秀業務表彰を実施しています。</p> <p>今後その活用について、国や他県市の状況を参考に、検討していきたいと考えてあります。</p>
⑤	-							

令和5年度 建設コンサルタントの要望と提案 回答	重点項目	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	静岡市	浜松市	名古屋市
<b>(3) (国・地方自治体) 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成</b>								
①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進	◎	本県では、令和2年度から、企業能力や配置技術者能力の評価に加え、災害応援協定への参加や人材育成を評価する総合評価方式の試行を行い、技術者の実績がなくてもチャレンジできる機会を設けています。	・本県では、競争性を確保しつつ、県内企業で業務が可能な案件は、県内企業に発注することとしています。設計者、受注者、発注者の三者が一同に会する会議である、工事監理連絡会を開催し、設計思想の伝達及び情報共有に努めています。	地元業者は災害時の緊急対応等で地域の安全安心確保に大きな役割を果たすことから、その育成と健全な発展を考えたことから、受注機会の確保に努めておりました。	・本県では、業務内容を考慮した上で、県内企業で業務が可能な案件は、県内企業に発注することで受注機会の確保に努めています。	本市においては、業務内容を考慮した上で、市内に本社を有することを条件とした入札を実施しております。	本市技術職員と地域コンサルタントの技術者を対象に、専門研修を行っています。	本市では、業務成績評定及び優秀業務表彰を実施しており、地域コンサルタントの技術力や技術者のモチベーションの向上につながっていると考えています。
②	-							
③	-							

### III. 品質の確保・向上

#### (1) 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

①	-							
②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化及び受発注者双方の効果的な運用・活用	○ (○)	本県では公告時に条件明示シートを添付するに至っておりません。 現在、「国に準じた8工種の条件明示チェックシートの活用」を規定した「岐阜県土木設計業務品質向上ガイドライン」を策定し、令和2年度からガイドライン適用業務の試行を行っています。 今後、適用業務の拡大に向け、条件明示シートの効果を検証してまいります。	本県では、原則全ての業務で「履行条件明示事項」シートを設計図書に添付することにより契約の前提条件を明確化し、業務の円滑な実施を図っています。	本県では、条件明示ガイドライン（案）を策定し、受注者に対して業務の履行に必要な設計条件等が明示できているかを確認するツールとして活用しています。特記仕様書には本ガイドライン（案）に基づき、予備設計時に条件明示チェックシート（案）を成果品として提出する旨記載しています。	県では、国が実施している設計条件明示チェックシートの作成は行っておりません。なお、業務公示時には、設計業務条件一覧表により、設計業務実施に必要な条件を示しています。	現在、国や県及び他都市の取組みを参考にし、設計条件明示の明確化に向け、調整を進めております。	・各業務の設計条件などは仕様書に明示し、発注時には複数の職員により業務内容に沿った点検を行い、設計条件に漏れのないよう確認していますが、設計条件明示チェックシートの作成及び契約図書としての明確化に至っていません。	本市では、特記仕様書等で業務の履行に必要な諸要素・条件を明示しています。なお、契約図書への設計条件明示チェックシートの添付につきましては、今後、国や他県市の状況を参考に検討してまいります。
③	○							

#### (2) 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

①詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上	○ (○)	詳細設計における設計目的、設計条件、成果内容について、特記仕様書で明確にすることを図っています。 設計積算にあたり、国土交通省の積算基準及び歩掛け表に準拠し、適切に計算しているところです。 また、積算基準の適用範囲外や積算基準がない場合は、業務に係る歩掛け表の見積を徴取し、積算しています。	・詳細設計の発注にあたっては、必要に応じて特記仕様書の添付により設計目的・設計条件等の明確化を図っています。 ・標準の積算基準の適用範囲を超える業務や標準積算基準にない業務については、見積りにより予定価格の算出に必要な積算基準を決定しています。	各工種の設計目的・設計条件・成果内容については、必要に応じて特記仕様書等において明示しています。また、費用については積算基準及び歩掛け表に基づき適切に計上しています。	国との積算基準、共通仕様書を準用しており、今後も国との積算基準等に係る情報に注視し、基準等の改定を行っており、適切な費用計上に努めています。 また、業務公示時には、設計業務条件一覧表により、関係機関協議の有無など設計業務実施に必要な条件を示しています。あわせて、打合せ簿により設計変更に係る内容について双方で合意の上業務をすすめることとしています。	現在、履行条件明示の明確化に向け、調整を進めています。	・詳細設計の発注にあたっては、設計目的、設計条件、成果内容を仕様書等で明示し、業務開始時に受発注者間の協議により再確認を行っております。 ・適切な費用計上について、積算基準及び歩掛け表にないものは見積りにより対応しております。	本市では、特記仕様書等で業務の履行に必要な諸要素・条件を明示し積算を行い、設計目的、設計条件、成果内容などを明確にすることをめています。
②	-							

#### (3) 維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善

①設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定	◎	公共工事の性格等により工事の仕様の確定が困難なため、国や他県の動向を見ながら検討してまいります。	・本県では、今年度に初めて建築関係工事において、設計段階から施工計画の検討を行うことにより、遅延することなく事業を実施することを目的として、ECI方式を採用した契約を実施したところであります。	本県では、R4年度開業のジブリパーク整備工事において、ECI方式を採用しております。今後も案件の内容に応じた合理的な入札契約制度を選定してまいります。	・現時点で設計者・施工者連携方式（ECI方式）の導入予定はございません。	国や他都市の取り組み状況を注視しながら検討してまいります。	・過年度・今年度ともECI方式の対象としてふさわしい案件に該当ありませんでした。 ・今後、案件の内容に応じてECI方式などの導入について検討してまいります。	ECI方式の導入につきましては、今後必要に応じて、国や他県市の状況を参考に検討してまいります。
②点検・診断・補修・補強設計における適切な費用計上	◎	本県では、点検業務等、標準歩掛け表適用できない工種について見積りにより歩掛け表を決定しております。見積り徴収にあたっては、過年度の業務報告を踏まえうえで、目的・条件・成果物等について特記仕様書に明示しており、適正な費用の計上に努めています。 また、条件の変更の場合は、設計変更を領にもとづき、適正に変更を行っています。	点検・診断・補修・補強設計業務は標準積算基準がないため、見積り徴収により予定価格の算出に必要な積算基準を決定し、適切に費用計上しています。	点検・診断・補修・補強設計の積算にあたり、必要に応じて点検・診断結果を見積り時に提示し、積算条件を明示するなど、適切な費用計上に努めています。	・本県では、点検・診断・補修・補強設計業務に関する標準的な積算要領を定めており、また、新技術を活用する場合等、積算要領に定めのない工種については、見積りにより対応しています。今後も受注者とのコミュニケーションを密にし、条件明示の明確化及び適切な費用計上に努めています。	本市の積算基準及び見積り徴収による適切な費用計上に努めています。	・補修・補強設計業務の発注にあたっては、関連する点検・診断業務を反映させ、必要に応じて成果の提示も行っておりますが、業務着手後、補修箇所や内容などに不一致が生じた場合には、受発注者協議の上設計変更により対応し、適切な費用計上に努めています。	本市では、特記仕様書等で業務の履行に必要な諸要素・条件を明示し積算を行っています。 設計変更が必要な場合には、受注者との協議により、適切に対応することとしています。
③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用	○ (○)	近年の実績はありませんが、業務の内容が高度なもの又は、専門的な技術を要求されるものを対象に導入しており、今後も引き続き該当案件があれば採用してまいります。	・本県では、補修・補強業務で高度な技術力を要求され、技術提案に基づき仕様を作成することで優れた成果を期待できる場合についてもプロポーザル方式を採用することとしています。	施工方法や補修・補強工法などにおいて高度な技術が要求される業務には、必要に応じてプロポーザル方式を実施してまいります。	・業務の主要な部分について仕様や手順が決定していない業務には、必要に応じてプロポーザル方式を実施してまいります。	高度又は専門的な技術を要求される業務を対象に実施しており、今後も引き続き該当案件があれば採用するように努めています。	・技術的な提案、専門的な知識を求めるような業務内容である場合、プロポーザル方式を採用することとしています。 ・当面、対象案件の予定はありませんが、案件の内容に応じて適切に対応します。	事業における技術の難易度などを考慮し、必要に応じてプロポーザル方式の採用を検討してまいります。
④	-							

令和5年度 建設コンサルタントの要望と提案 回答	重点項目	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	静岡市	浜松市	名古屋市
<b>IV. 「DX推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」</b>								
<b>(1) DXの推進</b>								
①受発注者協働による働き方改革に資するDX推進：DX推進による業務効率化の促進	○ (○)	<p>電子入札システムについては、当県のシステムのベースとなっている電子入札コアシステムの改修や国等の動向を踏まえ、引き続き機能改善に努めてまいります。</p> <p>電子契約システムについては、全般的な早期の導入に向け、DX所管部局にて対応中です。</p> <p>情報共有システムにおいては、令和4年度より試行に取り組んでおり、今年度も引き続き実施しております。本格運用に向けて検討してまいります。</p>	<p>&lt;電子入札システム・電子契約システム&gt;</p> <p>電子入札システムの機能改善等については、電子入札コアシステムの改修が必要となるなど、本県のみの対応では困難なものもあり、国や他県の動向等を注視し、今後の対応を検討していかないと考えています。</p> <p>また、本県では、今年度中に電子契約の一部導入を計画しているなど、入札・契約手続きの電子化や業務効率化の推進を図っているところです。</p> <p>&lt;情報共有システム（ASP）&gt;</p> <p>本県では、業務委託での「情報共有システム」は利用していません。他県の動向等を注視し、今後の対応を検討していかないと考えています。</p> <p>&lt;遠隔臨場&gt;</p> <p>本県では、工事と業務委託と共に通した「遠隔臨場の試行要領」を作成しており、全ての工事と業務委託を対象としています。業務委託では、ボーリング調査の検尺立会などで活用されています。</p> <p>昨年4月から実施計画の作成や業務計画書への計画記載を求めて、監督員との事前調整で実施可能な運用とするなど、活用推進を図っています。</p> <p>&lt;テレワーク&gt;</p> <p>本県では、昨年度に土木技術職員等の業務用端末をモバイル化するなど、テレワーク環境の整備を図っているところです。</p>	<p>本年10月を目途に電子契約を導入し、事業者の利便性の向上と業務の効率化を図ってまいります。</p> <p>ASPについては、今年度、県発注業務の一部で試行適用しており、それら事例について検証しながら、今後の導入について検討してまいります。</p> <p>Web打合せや遠隔臨場の推進に向けては、R4年度より通信機能付タブレットを拡充し、R4年度の遠隔臨場の実績は125件あり、今年度も引き続き普及拡大に努めています。</p>	<p>令和3年1月に業務委託の遠隔による打合せ等に関する試行要領を制定し、打合せ、立会、検査時の遠隔臨場に取り組んでいるところです。</p> <p>令和4年度までに約50%の業務で遠隔による打合せ等を実施しています。</p>	<p>現在、入札契約に係る事務のデジタル化を進めており、10月の公告案件より導入する予定です。また、市外業者との打合せにはweb会議を活用するなど、働き方改革に資する内容について、検討しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン、タブレット等による映像と音声の双方向通信を用いた「オンライン設計協議」を試行しており、本格実施を検討しています。</li> <li>・電子契約を令和5年2月に導入しました。</li> </ul>	<p>本市では、情報共有システム（ASP）の試行に取り組んでおり、令和6年度以降の本格運用に向けて、更なる検討を進めてまいります。</p> <p>また、今年度より遠隔臨場の試行を予定しており、国や他自治体の事例を参考に、試行の拡大に向けて取り組んでまいります。</p>
②i-ConおよびBIM/CIMの推進（ライフサイクルマネジメントの生産性向上）	○ (○)	<p>本県では、国に準じて平成29年度よりICTを活用したモデル工事に取り組んでおり、発注者指定型を拡大してきたこともあり、実績は年々増加傾向にあります。</p> <p>BIM/CIMについては、令和4年度からCIMの試行を実施しており、今後も試行と効果検証を継続し、国の動向や県内企業の状況を見ながら、導入に向けて検討してまいります。</p>	<p>・静岡県では、3次元点群データを令和3年度までに県内ほぼ全域で取得し、「VIRTUAL SHIZUOKA」としてオープンデータ化しています。この3次元点群データの活用の推進により、現地計測作業を省力化する3次元測量を拡大するなど、生産性の向上に取り組んでいます。また、静岡県では、完成後に3次元測量を行い、当該データを保存管理することで、将来の維持管理に活用することとしています。なお、県では設計、発注、施工時の管理等が困難であるため、CIMについては検討段階であります。</p>	<p>i-Constructionは、ICT施工の活用対象を随時拡大するなどにより、推進に取り組んでいます。</p> <p>BIM/CIMはR3年度から試行を開始しており、今年度は20件程度を目標に試行し、試行拡大に向けた課題の把握に努めています。</p>	<p>令和3年度から、設計業務において、BIM/CIMを活用した試行業務に取り組んでいます。より効果的に活用することを目的として、令和5年7月にBIM/CIM活用業務試行要領を改定しました。令和5年度も引き続き試行業務を実施し、BIM/CIMの取組を進めています。</p>	<p>i-Conにおいては、ICT活用工事の促進及び維持管理における3次元成果物の活用等、インフラ分野におけるDXの検討を進めております。引き続き、生産性向上につながる検討を進めてまいります。</p>	<p>令和2年度からICT活用工事を実施した場合、工事成績評定の評価対象として評価しています。</p>	<p>本市では、i-Conにつきましては、令和2年度より河川浚渫工事、舗装工事などのICT施工を実施しておりますが、まだ、実施数が少ないため、今後、実施数を増やしていきたいと考えております。</p> <p>また、BIM/CIMにつきましては、計画・設計段階の3Dの成果品を住民説明会で活用するなどの取組に向けて国や他自治体の事例を研究していくと考えております。</p>
<b>(2) DXの推進の費用面での環境整備</b>								
①	○							
②	○							
③	-							
<b>(3) 「成長と分配の好循環」の実現</b>								
	○							